

## 第64号議案

### 平成29年度 茨城県病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度茨城県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成29年度茨城県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第2号中「417人」を「412人」に、「152,205人」を「150,380人」に、「1,061人」を「1,038人」に、「258,884人」を「253,272人」に、同条第2項第2号中「241人」を「219人」に、「87,965人」を「79,925人」に、「309人」を「290人」に、「75,396人」を「70,760人」に、同条第3項第2号中「106人」を「104人」に、「38,690人」を「37,960人」に、「215人」を「178人」に、「52,460人」を「43,432人」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 本庁事業収益	181,257千円		△ 52,090千円	129,167千円
第1項 医業外収益	175,053千円		△ 47,400千円	127,653千円
第2項 特別利益	6,204千円		△ 4,690千円	1,514千円
第2款 中央病院事業収益	17,951,868千円		135,969千円	18,087,837千円
第1項 医業収益	15,351,268千円		21,300千円	15,372,568千円
第2項 医業外収益	2,590,600千円		114,669千円	2,705,269千円
第3款 ころの医療センター事業収益	3,984,926千円		△ 321,675千円	3,663,251千円
第1項 医業収益	3,022,535千円		△ 264,421千円	2,758,114千円
第2項 医業外収益	961,391千円		△ 56,597千円	904,794千円
第3項 特別利益	1,000千円		△ 657千円	343千円
第4款 こども病院事業収益	1,188,509千円		5,408千円	1,193,917千円
第1項 医業収益	29,152千円		1,273千円	30,425千円
第2項 医業外収益	1,154,017千円		9,461千円	1,163,478千円
第3項 特別利益	5,340千円		△ 5,326千円	14千円
	支 出			
第1款 本庁事業費用	181,257千円		△ 47,636千円	133,621千円
第1項 医業費用	178,256千円		△ 47,628千円	130,628千円
第2項 医業外費用	10千円		△ 8千円	2千円
第2款 中央病院事業費用	17,741,997千円		481,588千円	18,223,585千円
第1項 医業費用	17,536,050千円		466,629千円	18,002,679千円
第2項 医業外費用	180,947千円		19,959千円	200,906千円
第3項 特別損失	15,000千円		△ 5,000千円	10,000千円
第3款 ころの医療センター事業費用	4,088,113千円		△ 37,319千円	4,050,794千円
第1項 医業費用	3,997,453千円		△ 168,769千円	3,828,684千円

第2項 医業外費用	64,293千円	△	5,738千円	58,555千円
第3項 特別損失	25,367千円		137,188千円	162,555千円
第4款 こども病院事業費用	1,153,294千円		121,531千円	1,274,825千円
第1項 医業費用	1,073,425千円		136,547千円	1,209,972千円
第2項 医業外費用	77,869千円	△	15,016千円	62,853千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「1,126,405千円」を「1,122,323千円」に、「676,371千円」を「670,417千円」に、「450,034千円」を「451,906千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 中央病院資本的収入	1,115,077千円		△ 38,994千円	1,076,083千円
第1項 企業債	542,300千円		△ 40,400千円	501,900千円
第3項 国庫補助金	35,154千円		△ 594千円	34,560千円
第4項 諸収入	8,000千円		2,000千円	10,000千円
第2款 こころの医療センター資本的収入	121,548千円		△ 11,400千円	110,148千円
第1項 企業債	34,500千円		△ 11,400千円	23,100千円
第3款 こども病院資本的収入	681,873千円		△ 66,100千円	615,773千円
第1項 企業債	536,600千円		△ 66,100千円	470,500千円
		支		
第1款 中央病院資本的支出	1,928,233千円		△ 41,362千円	1,886,871千円
第1項 建設改良費	1,031,619千円		△ 40,869千円	990,750千円
第3項 投資	5,340千円		△ 493千円	4,847千円
第2款 こころの医療センター資本的支出	248,161千円		△ 12,191千円	235,970千円
第1項 建設改良費	73,488千円		△ 12,191千円	61,297千円
第3款 こども病院資本的支出	868,509千円		△ 67,023千円	801,486千円
第1項 建設改良費	537,669千円		△ 67,023千円	470,646千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条中限度額「542,300千円」を「501,900千円」に、「34,500千円」を「23,100千円」に、「536,600千円」を「470,500千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条中「12,115,254千円」を「12,164,775千円」に、「610千円」を「410千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額の補正)

第7条 予算第9条第1項中「2,709,464千円」を「2,860,692千円」に、「37,986千円」を「28,928千円」に、「42,506千円」を「42,129千円」に、「2,789,956千円」を「2,931,749千円」に、同条第2項中「168,514千円」を「142,418千円」に、「27,692千円」を「27,500千円」に、「941千円」を「871千円」に、「197,147千円」を「170,789千円」に改める。

平成30年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦